

番号：170329

国名：エチオピア連邦民主共和国

担当：産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 第二チーム

案件名：エチオピア企業の成長を目的としたビジネス・ディベロップメント・サービスプロジェクト詳細計画策定調査（中小企業振興/評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：中小企業振興/評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年7月上旬から2017年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.85M/M、現地 0.73M/M、合計 1.58M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間 10日 現地業務期間 22日 整理期間 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年6月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年7月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	中小企業振興・経営にかかる各種業務及び各種評価調査
対象国/類似地域	エチオピア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エチオピアは、2000年以降の高い経済成長率を背景に、2025年までに中所得国になるという「ビジョン2025」（2011年）のもと、産業振興を重要視している。第二次成長と構造改革計画（Growth Transformation Plan: GTP2）（2015年～2020年）では、品質・生産性・競争力の強化、外国投資促進、輸出振興、中小企業振興、産業人材育成等を通じて、GDPに占める製造業のシェア増加、輸出における製造業シェア増加、製造業における雇用の創出等を図るとともに、GTP1期間（2011年～2015年）に続き、GTP2期間中も10%以上の年GDP成長率を目標としている。これら上位の政策目標を達成するカギとなる産業振興には、外国投資促進と並行して国内企業（特に中小企業）の育成が重要であり、国内企業の資金需要を満たす金融アクセスの改善及び、国内企業自体の経営改善、品質改善・生産性向上の取組にかかるビジネス開発的支援が必要である。

エチオピアの金融セクターは中央銀行の強い規制下にあり、金融セクター全体に占める公的金融機関の役割が大きい¹。中央銀行は外国為替取引を独占し、外国為替送金・支払に強い規制をかけている。また民間市中銀行は、新規融資額の27%相当の中央銀行債購入が義務付けられ、融資の40%は返済期間1年未満の短期貸付とすることとされている。このため、国内資金の流動性が阻害され、国内企業の金融アクセスについては、慢性的な投資資金不足にある。そのため、金融の流動性を高め、国内企業が必要な資金にアクセスできるようにすることが求められている。このような状況に対応するため、世界銀行は2012年より、DfID等と協調し、特に資金アクセスが難しいとされる女性起業家に対する資金の供給を目的として、女性起業家支援事業（Women Entrepreneurship Development Project。以下、「WEDP」という。）を開始した。JICAは、女性起業家の成長のためにWEDPに対して今年度から協調融資を予定している。一方で、ビジネス経験の浅い女性起業家が確実に金融へアクセスし、利益を上げて債務返済をする成長企業として育つためには、金融アクセスに必要なビジネスプラン作成能力及び投資資金を有効活用するための事業経営能力（経営改善、品質改善・生産性向上の能力等）が欠かせない。

企業の経営改善、品質改善・生産性向上への政府の支援策としては、JICAの支援により、エチオピアカイゼン機構（Ethiopia KAIZEN Institute。以下、「EKI」という。）がエチオピア企業向けに「カイゼン」指導を提供する能力を育成しつつある。更にエチオピア政府は、政策実施官庁を再編し、2016年2月に、工業省管轄下に連邦中小製造業開発庁（Federal Small and Medium Manufacturing Industry Development Agency。以下、「FeSMMIDA」という。）、都市開発・建設省管轄下に連邦都市雇用創出・食糧安全保障庁（Federal Urban Job Creation and Food Security Agency。以下、「FeUJCFSA」という。）を設立した。FeSMMIDAとFeUJCFSAは、今後、女性起業家を含む零細・中小企業に対するビジネス開発サービス（Business Development Service。以下、「BDS」という。）提供のための制度構築並びにサービス提供を行う機関として位置づけられているものの、設置後日も浅いため、早急に体制整備・人材育成を行い、零細・中小企業が必要とするマーケティングや経営指導等のBDSを提供・定着することが求められている。

このため、本プロジェクトは、女性起業家を含む企業の金融アクセスの改善やビジネス開発能力の強化を支援するFeSMMIDAおよびFeUJCFSAのBDS提供体制・能力強化をすることで、企業自体の能力強化を図り、女性起業家を中心とする企業の利益増大及び雇用増大に繋げるものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他調査団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行うとともに、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ・情報を収集、整理し、分析する。また、他の業務従事者や調査団員の作成した報告書を合わせ、報

¹ 公的金融機関は全金融機関預金残高の67%、貸付残高の55%を占める。

告書（案）全体の取りまとめにも協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年7月上・中旬）

- ① 要請背景・内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ② 担当分野（企業経営管理/評価分析）に関する調査計画・方針案を検討する。
- ③ 担当分野及び評価5項目の関連から、現地調査で収集・確認すべき情報を整理する。
- ④ PDM（案）（和文、英文）、PO（案）（和文、英文）を含むR/D（案）の作成に協力するとともに、担当分野に関わる事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ⑤ 他ドナーが実施する関連プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ エチオピア中小企業支援関係機関及び BDS 提供機関（FeSMMIDA、FeUJCFSA、EKI、LIDI（Leather Industry Development Institute）、MIDI（Metals Industry Development Institute）、TIDI（Textile Industry Development Institute）、EMI（Ethiopian Management Institute）、TVET（Technical and Vocational Education and Training）、EDC（Entrepreneurship Development Center）、ECCSA（Ethiopian Chamber of Commerce and Sectorial Associations）、AACCSA（Addis Ababa Chamber of Commerce and Sectorial Associations）、アディスアベバ市の中小企業支援関係機関（BoI（Bureau of Industry）、郡オフィス等）、関連大学、民間コンサルティング会社等）、民間企業、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑦ 調査団打ち合わせおよび対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2017年7月中旬～8月中旬）

- ① JICA エチオピア事務所等との打合せに参加する。
- ② 事前評価の方法について、エチオピア側に説明を行う。
- ③ エチオピア政府関係者との協議に参加する。
- ④ 以下を含む関連情報・資料を収集し、現状を把握・分析し、課題の抽出を行う。なお、各訪問先の面談記録を作成する。
 - ア) エチオピアの中小企業関連政策、施策等（工業省、FeSMMIDA等からのヒヤリング）。
 - イ) ①中小企業支援関係機関の実施体制（組織体制、活動計画、予算、他機関との関係等）、②中小企業支援状況（能力レベル含む）・課題等。
なお、アディスアベバ市での状況把握含む（例えば、アディスアベバ市の BoI、ワレダオフィス、対象企業等からのヒヤリング。）
 - ウ) 優先セクター企業（主に製造業）の経営状況、経営改善・強化のための支援ニーズの把握
 - エ) 投資企業（主に外国投資企業）やバイヤーからみた中小企業が満たしていない経営や技術上の課題。
 - オ) エ) で明らかとなった課題の解決のため、企業へサービスを直接提供する組織（アディスアベバ市のワレダオフィス）が果たす役割の明確化、それら組織と FeSMMIDA や BoI との連携の在り方についての検討。
 - カ) 他ドナーの中小企業分野における支援状況
- ⑤ ④の分析結果を取りまとめた上で、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、協力デザイン（案）の作成に協力する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 本プロジェクトで取り組むべき課題、目指すべき目標・成果、その達成のためのアプローチ等
 - イ) 本プロジェクトで想定される活動、投入、実施体制（案）
 - ウ) 本プロジェクトの成果が持続性を保つための方法、仕組み等
- ⑥ ⑤を踏まえ、PDM（案）、PO（案）の修正、取りまとめなどの最終化に協力する。
- ⑦ エチオピア政府関係者との協議で合意された内容につき、R/D（案）及び M/M（案）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 事業事前評価表（案）の作成に協力する。

- ⑨ 担当分野に関わる現地調査結果を JICA エチオピア事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2017 年 8 月中旬～9 月上旬)
- ① 担当分野に関する収集資料の整理・分析、収集資料リストの作成を行う。
 - ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、調査結果を報告する。
 - ③ 事業事前評価表 (案) (和文) を取りまとめる。
 - ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成すると共に、全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は (1) ～ (2) とする。

- (1) 事業事前評価表 (案) (和文)
- (2) 詳細計画策定結果 (案) (和文) (PDM 案 (英語・和語) 含む)
- (3) 面談記録
- (4) 収集資料一式

※電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アディスアベバ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地業務期間は以下を予定しています。ただし、エチオピア政府の都合により前後する可能性があります。

2017年7月22日～8月12日

JICAの調査団員は、現地業務期間のうち、約一週間、本業務従事者とともに現地調査を行う予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 民間セクター開発 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 中小企業振興/評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA エチオピア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上

- なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAによるアレンジ
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

以下の資料をJICA産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム(03-5226-8054)にて閲覧可能とします。

- ・エチオピア国 有償資金協力事業「女性起業家支援」に係る追加調査 業務完了報告書 2016年 6月
- ・その他関連議事録

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAエチオピア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち「たびレジ」に登録すること。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上